

家屋と償却資産の課税区分表

この表は主な設備の例示です。

設備などの種類	設備などの分類	設備などの内容	家屋と設備などの所有者				
			同じ場合 (オーナー施工)		異なる場合 (テナント施工)		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作など	床・壁・天井仕上げ、店舗造作などの工事					
電気設備	変電設備	キュービクル、変圧器並びに附属する配線一式、配電設備一式					
	予備電源設備	発電機・蓄電池設備、無停電電源設備、充電器、配線・配管など					
	太陽光発電	太陽光発電設備一式(屋根建材一体型は家屋)					
	中央監視装置	電灯、動力、電源設備関係の遠隔操作制御盤一式					
	電力引込設備	電力会社から供給を受けるための建物までの引込工事一式					
	電気配線設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備一式					
		事務室照明用電気配線、低圧幹線設備など上記以外の設備					
	照明器具設備	スポットライト、ネオンサイン、投光器、外灯、蛍光灯などの消耗品など					
		屋内照明など上記以外の照明器具設備					
	TV等共同 視聴設備	受像機(テレビ)、電波障害対策設備					
		配線・配管、親アンテナ、整合器、分岐器、増幅器					
	LAN設備	サーバー、光ファイバーケーブル、配線など設備一式(OAフロア工事は家屋)					
監視カメラ設備 (ITV)	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置、遠隔操作盤などの機器						
	配線・配管など						
電話設備・ 放送・拡声設備	電話機、交換機、マイク、スピーカー、アンプなどの機器						
	配線・配管、端子盤など						
非常等設備	ガス漏れ警報装置、漏電警報装置						
	避雷設備、非常用照明設備、火災報知設備、非常通報設備など						
給排水設備	衛生設備	大小便器、洗面器、浴槽					
	給排水設備	屋外設備、引込工事、井戸工事、特定の生産又は業務用設備					
		配管、受水槽、ポンプなど					
	給湯設備	局所式給湯設備(取り外しが容易な瞬間湯沸器)、独立煙突・煙道					
局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用など)、中央式給湯設備							
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備						
	屋内の配管など						
空調設備	空調・換気設備	ルームエアコンなど(壁掛、床置き型)、エアシャワー、特定の生産又は業務用設備					
		天井埋め込みなどの容易に移動できないもの、ダクト、エアカーテン、配管など					
運搬設備	昇降機など	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機					
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、メールシュート設備など					
厨房設備	厨房機器	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテルなど)、寮・社員食堂など					
		上記以外の設備					
消火設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース・ノズル、ガスボンベ、屋外消火栓設備など					
		消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、ハロゲンガス消火設備など					
清掃設備	清掃設備	窓ふきゴンドラ、ダストシュート					
事業用設備	看板など	看板、案内板、サイン表示など					
	病院など	ナースコール設備、特定要件表示設備(表示盤と発信器で構成)					
		医療用ガス設備、吸引設備、ポンプ、真空ポンプ、X線設備、消毒設備					
	倉庫など	ドックシェルター、エアシェルター、冷蔵冷凍用冷却装置、天井クレーンなど					
	金融機関など	夜間金庫、株式価格表示設備					
その他	POSシステム、浴場などのろ過機、ホースなど、スクリーンなど						
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・フェンス・緑化設備など)					
	駐車場など	自動車管制設備					
機械式駐車設備(ターンテーブル装置など)、路面舗装、駐輪場など							
その他	その他	ゴミ置場、ゴミ焼却炉、メールボックス、宅配ボックス					
		ブラインド、カーテンなど(ボックス式は家屋)					

通常の家屋に設置される設備は家屋評価の対象となりますが、**事業用目的のために設置される設備(特定の生産又は業務用の設備)は、家屋評価に含まれず、償却資産として取扱います。**